記

［略］

備考

［１～３　略］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　略］

(2)　限度額

イ　確認された作成枚数が50,000枚以下の場合　8円38銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

ロ　確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$\frac{419{,}000円＋5円62銭×（当該作成枚数－50{,}000）}{当該作成枚数}$＝単価……１銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額

第二十八号様式の九（立札・看板作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［略］

備考

［１～３　略］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　略］

(2)　限度額

61,379円×確認された作成数

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［同左］

備考

［１～３　同左］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　同左］

(2)　限度額

イ　確認された作成枚数が50,000枚以下の場合　7円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

ロ　確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$\frac{386{,}500円＋5円18銭×（当該作成枚数－50{,}000）}{当該作成枚数}$＝単価……１銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額

第二十八号様式の九（立札・看板作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［同左］

備考

［１～３　同左］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　同左］

(2)　限度額

56,613円×確認された作成数

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）